

適正利用に係る項目の見直し方針（案）

■本資料の対象項目

- ・「6. 管理の基本方針（8）自然の適正な利用」（※資料2構成（案）参照）

■見直しの方針

①利用の適正化に関して

- ・「知床国立公園管理計画書」や「利用の心得」、『知床国立公園利用のあり方に関する懇談会』にてとりまとめられた「ゾーニングイメージ案」を踏まえ、利用の適正化を進めていく上での基本方針を記載
 - ※特に「利用の心得」に掲げられている基本原則や共通事項の観点を踏まえ、遺産管理の基本方針となるものを再整理

②エコツーリズムの推進に関して

- ・「エコツーリズム戦略」に基づいてエコツーリズムを進めていくことを記載
 - ※特に「エコツーリズム戦略」に掲げられている基本原則や具体的方策の観点を踏まえ、遺産管理の基本方針となるものを再整理

③構成の見直しについて

- ・現行計画の構成では主要利用形態毎に対応方針が整理されているが、現行の遺産管理計画では、大きくA地区及びB地区の2地区に区分しているほか、関連する既存計画においても地区ごとに自然体験の考え方やルール等が整理されており、地区によっても利用形態が異なる。このため、見直しに当たっては、地区ごとに基本方針を再整理

※地区区分の例

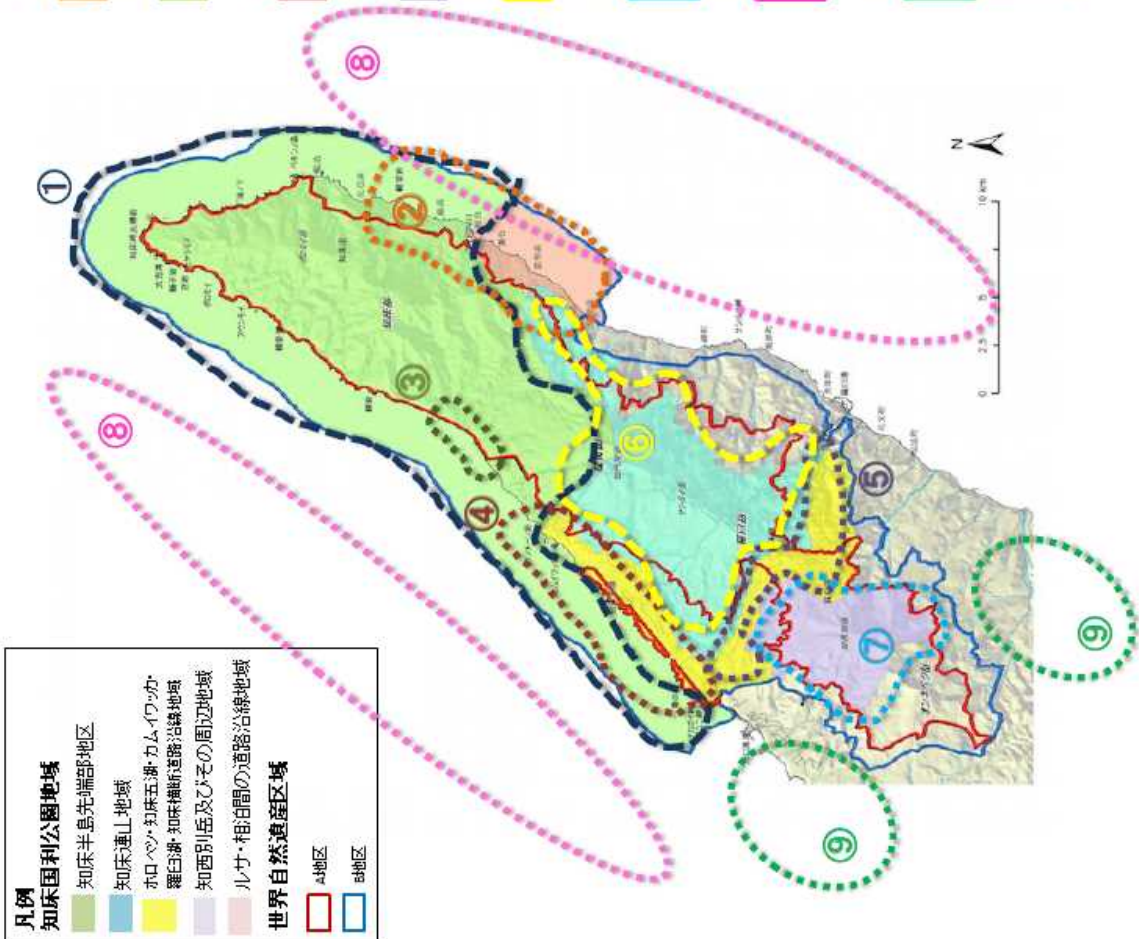
- (1) 現行計画にて遺産管理上の地区区分として示されているA地区、B地区
- (2) 「先端部地区」、「中央部地区」及び「知床五湖利用調整地区」の3つを頭出しし、各地区を管理計画書における地区区分等を参考に再区分
- (3) 「ゾーニングイメージ案」で示されている9つの地域区分 等

(構成の見直しについて)

<p>現行計画の構成 (適正利用に係る項目)</p>		<p>見直し案</p>
<p>4. 管理の基本方針 (2) 管理に当たって必要な視点 カ. レクリエーション利用と自然環境の保全の両立</p> <p>5. 管理の方策 (4) 自然の適正な利用 ア. 基本的な考え方 イ. 利用の適正化 ウ. エコツーリズムの推進 エ. 主要利用形態毎の対応方針 (ア) 観光周遊 (イ) 登山・トレッキング (ウ) 海域のレクリエーション利用 (エ) その他の利用</p>		<p>6. 管理の基本方針 (8) 自然の適正な利用 ア. 基本的な考え方 イ. 利用の適正化</p> <div data-bbox="965 504 1396 649" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「利用の心得」の基本原則、共通事項の観点を踏まえ、遺産管理の基本方針となるものを再整理</p> </div> <p>ウ. エコツーリズムの推進</p> <div data-bbox="965 728 1396 884" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「戦略」の基本原則、具体的方策の観点を踏まえ、遺産管理の基本方針となるものを再整理</p> </div> <p>エ. 地区ごとの対応方針</p> <div data-bbox="965 974 1396 1030" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>地区ごとに基本方針を再整理</p> </div> <div data-bbox="965 1041 1396 1344" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>地区区分の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A地区、B地区の2区分 ・ 先端部地区、中央部地区、知床五湖利用調整地区の3区分 ・ 「ゾーニングイメージ案」で示されている9つの地域区分 </div>

【参考1】知床の利用のあり方に関するゾーニングイメージ案

2017年~2018年度開催「知床国立公園利用のあり方に関する懇談会」
資料：ゾーニングとイメージ(案) より抜粋



- ① 先端部地区全域 (冒険と原生の旅)
容易にアクセスできるフィールドでのアクティビティやスポーツ的登山、トレッキングとは一線を画した「冒険と原生の旅」。ヒグマなどの出会いや陰湿な地形、荒れる海のリスクを乗り越えて、野営しながらたどり着く感動の到達感、日本離れした大風量と非日常の極限感を提供することに特化する。旅の過程で、豊かな海を糧に生きる人々との出会いや交流も大切な思い出となる。
- ② 羅臼側先端部海岸緑ルサ〜観音岩 (番屋の営み、フィジカルリーゾリズム)
羅臼の豊かな海を糧に、「番屋」という知床ならではの営みならではの神秘的な発信。浜に宿させて生きる人々との出会いや交流も重要な体験要素とする。
- ③ 先端部地区ルシャ (知床の核心を見る、ワイルドライフウォッチング)
サケマスの遡上・産卵とヒグマや猛禽類などの捕食による陸と海の繋がり、世界遺産の核心を学ぶ。圧倒的なヒグマ体験。全国で稀なクマ問題への普及啓蒙の場、人々を思考停止にしている恐怖の猛獣という顔孔を解き、自然な生き様を知る場とする。共存の道を模索するきっかけ作りの場とする。
- ④ ホロベツ・知床五湖・カムイワッカ (多様な知床体験ニーズに応える)
観光バスやチャーターバスを利用した周遊観光から、比較的手軽なバックカントリー利用まで多様なニーズに応えることができる地域として活用していく。標準化させることなく他と差別化した知床独自の体験を提供する工夫、ヒグマ等との取組回避対策が求められる。
- ⑤ 羅臼湖・横断道路沿線地域 (知床峰の景観を楽しむ手軽な周遊観光と羅臼湖での奥知床体験)
車両を利用した周遊観光から、2時間程度で比較的手軽な高山バックカントリー体験が可能。羅臼湖、深い森を味わうことができるホロベツ沼などを楽しむ。
- ⑥ 知床連山地域 (知床を象徴する山並み、両側に海を眺む希有な山岳体験の場)
海にそそり立つ立派な山並みに到達する満足感。眼下の両側は海、はるか国後島・エトロフ島までの眺望は、他では得がたい感動を得ることができる。広大なハイマツ帯や雲田群落の高山植物も知床の山の魅力である。基本的に中級以上の登山者を対象とした山域として管理し、必要以上の整備は行わない。
- ⑦ 知西別岳及びその周辺地域 (人気の少ない知床らしい山域、残雪期のアウトドアフィールドとしての展開を探る)
羅臼湖入口へのアクセス方法を検討できれば、残雪期のすばらしいフィールドになり得る。根室海峡にめがけて滑り下る知西別岳から根室までのロングダウンヒルコースは感動もの。
- ⑧ 先端部地域沿岸海域 (シャチ、マッコウが躍動する感動海峡、火山と流水が割り出した断崖絶壁、渚のヒグマは珠玉の思い出となる)
ウトロ〜知床岬に続く断崖と大風島、海岸で息づけるヒグマや猛禽類、海鳥など野生との出会いの濃さは知床ならではの。豊饒の海、根室海峡はシャチやクジラ、イルカなど大型海洋哺乳類との感動の出会いの場。大型猛禽、トド、アザラシ類を対象とする冬期の観光船事業も充実が望まれる。
- ⑨ 半島基部 斜里岳・海別岳山麓 (雄大な農業景観と知床ならではの背景の組み合わせは感動を呼ぶ)
斜里平野から周辺の山間野山麓部については、人気の観光地である高良野盆地周辺に出して勝るとも劣らない美しい風景を有している。また、釧路地区の広大な牧草地とは異なる知床の風景も実は大きな潜在性を有している。しかし、そこに欠けているのは来訪者をもたず仕組みや人の存在、そして魅力的な「食」である。両地域で生産される畑作物や畜産物、そして知床ならではの海の幸を酒落た形で提供できる宿泊施設・レストラン等を展開し、知床の観光の新たな分野を切り開く。乗馬やスノーモービルのツーリングコースの設定など、国立公園内では難しいアクティビティの展開も可能だろう。

【参考2】現行計画（適正利用に関する項目）

4. 管理の基本方針

(2) 管理に当たって必要な視点

カ. レクリエーション利用と自然環境の保全の両立

- ・遺産地域の原生的な自然環境を将来にわたり保全し、人々に大きな感銘をもたらし続けることを前提として、観光、自然探勝、登山、釣り等の利用は、自然環境に支障を及ぼすことのないよう適正に行うこととする。
- ・このため、専門家、関係団体、地元自治体及び関係行政機関等により構成する「知床国立公園利用適正化検討会議」において、科学的知見に基づき、地域における合意形成を図りつつ、必要な計画や利用ルールの策定・見直しを行う。
- ・また、「知床エコツーリズム推進協議会」を中心に、エコツーリズムの考え方に基づく取組を地域に浸透させていく。これらにより、原生的な自然環境の保全と、地域の主要な産業である観光を始めとするレクリエーション利用との両立を図る。

5. 管理の方策

(4) 自然の適正な利用

ア. 基本的な考え方

- ・遺産地域内の観光、自然探勝、登山、釣り等の利用については、世界自然遺産としての価値を将来にわたって損なうことのないようにすることが必要であり、遺産地域では原生的な自然環境を保存・保全しつつ、人々に感銘を与える質の高い利用機会を提供する。
- ・この考え方を踏まえ、知床の原生的な自然にふさわしい利用ルール（「知床ルール」）づくりを進めるとともに、必要に応じて一定の制限や普及啓発等を行うことにより、自然の適正な利用を図る。

イ. 利用の適正化

- ・遺産地域が極めて原生的な自然環境、脆弱な自然環境を有する一方で、過剰利用等の問題が生じていること等を踏まえ、地域ごとに、利用形態毎の取扱方針、守るべき利用のルール、管理運営の方向性等を定める利用適正化基本計画に基づき、適正な管理を推進する。
- ・また、利用者が留意すべき事項・禁止事項を定める「利用の心得」について、利用者に遵守を求めていく。
- ・さらに、脆弱な自然環境に対する人為的影響や過度な利用の集中に伴う問題が生じないように、遺産地域の周辺地域も含めた様々な自然や文化に関わる資源の活用、利用情報や利用プログラムの提供等を通じて、利用の分散、利用者の適正な誘導を図る。
- ・併せて、科学的知見に基づき得られた客観的根拠により、利用による植生の荒廃や野生動物の生息への影響が認められる又はそのおそれがある地域において、自然公園法に規定する利用調整地区を導入することにより、必要に応じて利用者数、利用期間等を調整することを検討する。
- ・なお、利用実態や利用に伴う自然環境への影響等については継続的にモニタリングを行い、その結果をもとに必要な計画・ルールの見直し、対策等を行っていく。

ウ. エコツーリズムの推進

- ・遺産地域の利用者の大多数は自動車や観光船による観光周遊の利用者であるが、遺産地域の持つ価値を保護し、後世に引き継ぐためには、利用者の誘導やモニタリング等を行いつつ、利用者が遺産地域の自然環境及びその保護の重要性についてより一層理解を深められるよう、地域の自然環境や生活文化に詳しい者により提供される体験型のプログラムに基づく、野生動物や自然環境の観察等の利用の導入・普及を進めることも大切である。
- ・このため、「知床エコツーリズム推進協議会」を中心に「知床エコツーリズム推進計画」に基づき、地域に暮らし、産業を営む人たちの知恵やきめ細かな情報を活かしながら、野外での自然解説や展示施設でのレクチャー等を行う人材の育成及び利用プログラムの構築と実践に関係行政機関、地元自治体、関係団体が協力して取り組んでいく。また、自然解説等を行う際に、利用に伴う自然環境への悪影響が生じることのないように配慮するための指針を定めた「知床エコツーリズムガイドライン」を効果的に運用する。
- ・エコツーリズムの推進に当たって、知床国立公園利用適正化検討会議との密接な連携を図りつつ、これらの取組を推進することにより、観光周遊利用や宿泊利用においても、地域が主体となって活力ある持続的な地域づくりを進めていくというエコツーリズムの考え方を踏まえた取組が地域に浸透していくことを目指す。

エ. 主要利用形態毎の対応方針

(ア) 観光周遊

- ・遺産地域の利用形態として最も一般的なものは、自動車や観光船による観光周遊である。遺産地域内で自動車による観光周遊に供されている地区にはカムイワッカ、知床五湖、知床峠、羅臼温泉等があるが、車道が比較的少ないことから周遊地は限定されている。周遊しながら、それぞれの利用拠点で風景の鑑賞や徒歩による自然の探勝、観察等が行われている。
- ・遺産地域の原生的な自然環境の保全の重要性にかんがみ、自動車利用の増大による支障を招くような新たな車道の設置は、原則として行わない。現在、自動車による周遊に供されている主要な利用拠点や展望地については、利用者が快適に利用でき、遺産地域の自然景観等を鑑賞できるよう、過剰利用の抑制や自然環境への影響防止に十分配慮しつつ、適切な整備を図る。
- ・また、自動車利用の増大から自然環境への悪影響が懸念され、または利用環境が悪化している状況が見られる場合には、代替交通機関の導入によるマイカー規制、低公害車の導入等の様々な影響緩和措置について、地元関係者の意見を聴きつつ効果的な対策を検討し、自動車利用の適正化と環境に配慮した交通システムの構築を推進する。また自然環境の保全と質の高い利用を推進するため、ひとつの手段としてシャトルバスの導入の可能性や効果についても検討を行う。なお、知床五湖等の利用者が集中する拠点や到達道路が限られているカムイワッカ地区において、自然環境保全等のため現在行われている夏期の自動車利用適正化対策については、その効果を検証するとともに、地元関係者の意見を聴きつつ、ヒグマからの安全確保や動物観察の機会提供等も考慮し、対策の一層の充実と具体化を図る。
- ・知床五湖地区は、遺産地域の中でも特に利用が集中する地域であることから、過剰な利用に伴う問題、あるいは高密度に生息するヒグマとのあつれきを生じさせないように、効果的な利用の制限、誘導や普及啓発、施設整備のあり方、ヒグマの保護管理のあり方を検討し、必要な対策を実施することにより、適正な利用を確保する。
- ・また、斜里側と羅臼側を結ぶ車道である知床横断道路については、ハイマツを含む高山帯を

通過していることから、道路利用に伴う自然環境への影響を最小限に留めるため、知床峠を除き通過利用を原則とし、道路上での駐車規制を引き続き実施するとともに、道路の適切な維持管理を行う。ただし、近年利用者が増加傾向にある羅臼湖の適正な利用のあり方について、地元関係者の意見を聴きつつ検討する。

- ・自動車や観光船の利用者が野生動物に餌を与えたり、ゴミを捨てたりする行為が、野生動物の生態に悪影響を及ぼすおそれもある。こうした利用に伴う野生動物への悪影響を防ぐためのルールについて、遵守を求めていく。

(イ) 登山・トレッキング

- ・遺産地域内の山岳部を中心として、登山やトレッキングの利用が行われている。
- ・これらの利用は、脆弱な高山帯の植生や貴重な野生動物の生息地・繁殖地等を含む原生的な自然環境を有する地域を対象として行われることから、こうした自然環境に対して悪影響が生じないようにする必要がある。また、ヒグマが高密度に生息する地域であることから、ヒグマと遭遇する場合もあり、ヒグマとのあつれきを回避することも必要である。
- ・このため、自然環境保全上の配慮事項やヒグマ遭遇時の対応法、ゴミ・食料の管理方法等について、指導・普及啓発を行う。加えて、利用に伴う自然環境への悪影響やヒグマの行動形態等を把握しつつ、必要に応じて、利用の制限（歩道の一時閉鎖、利用区域・期間の限定等）等の適切な措置をとる。また、植生の保護や登山者等の危険防止に配慮した歩道等の適切な整備と維持管理を行う。
- ・登山・トレッキングに伴うキャンプについては、野営指定地であっても、無秩序なテントの設営等により植物を損傷したり、植生破壊を招くことがないように利用者への指導を徹底する。また、ヒグマ対策用のフードロッカーが設置されている野営指定地では、キャンプの際は安全対策としてフードロッカーを利用するよう指導する。それ以外の地域におけるキャンプについてはフードコンテナを持参するよう普及啓発を行う。さらに、生態系や景観へ悪影響を及ぼさないよう、携帯トイレの利用等のし尿処理に関するルールやマナーの普及啓発など必要な対策を推進する。

(ウ) 海域のレクリエーション利用

- ・動力船を利用して観光目的で知床岬等の陸域に上陸することは、自然環境に悪影響を及ぼすことが懸念されることから、「知床岬地区の利用規制指導に関する申し合わせ」等により、関係行政機関等が連携・協力し、観光目的での上陸の抑制を徹底・強化する。
- ・また、遺産地域の海岸部及び海域は、ケイマフリやオオセグロカモメ、ウミウ等の海鳥や海棲哺乳類の生息地・繁殖地となっているため、観光・レジャー目的の船舶や水上バイクの航行、無秩序な餌やりや観察等がこれら海鳥や海棲哺乳類に悪影響を与えることも懸念される。このため、海域のレクリエーション利用が海鳥や海棲哺乳類に悪影響を与えないようルールづくりを行うとともに、普及啓発を行う。
- ・遺産地域においては、シーカヤックで半島を周回したり、興味地点まで往復するなどの利用も見られる。シーカヤックでの利用では、キャンプや風待ち等のために上陸が必要となる場合がある。このため、海岸部の植生や野生動物に悪影響を及ぼさないよう、「利用の心得」等のもとに適正に行われるようにする。
- ・シロザケ、カラフトマスが来遊する時期には、遊漁船等を利用した釣りや河口付近での釣りが行われている。シロザケ、カラフトマス等の釣りについては、現状を踏まえた上で遊漁関

係者等と連携・協力し、釣りを目的とした上陸場所の特定、関係法令・規則の遵守、ゴミの持ち帰りや釣り上げた魚の適切な処置等に関する指導を強化するなどして、自然環境への悪影響を防止する。

- ・なお、これらの観光・レジャー目的の船舶や水上バイク、シーカヤックの利用、釣りなど海域のレクリエーション利用に当たっては、対象海域の漁業生産活動への支障を防止するという点にも十分配慮するようルール遵守を求めていく。

(エ) その他の利用

- ・遺産地域ではエゾシカやヒグマ等の野生動物の姿を見ることが日常的であるが、これら野生動物の写真撮影や観察については、野生動物を脅かしたり、繁殖活動に悪影響を与えるおそれがある。また、高山帯や湿地等の脆弱な植生を有する地域においては写真撮影等を目的とした歩道外への踏み出しによる植生衰退を防止する必要がある。このため、利用者への指導や普及啓発活動によりこれらの行為の抑制に努める。ルシャ・テッパンベツ川流域では、特にヒグマが多く生息し、その生態を撮影しようとするカメラマン等の入り込みも見られることから、鳥獣保護区特別保護指定区域の規制をはじめ、必要な措置を講じて、写真撮影等による悪影響が生じないように適正に指導、管理を行う。
- ・冬期における雪上でのレクリエーション利用は、オジロワシなど希少鳥類の繁殖活動等に悪影響を及ぼすおそれもあることから、自然環境への悪影響の防止に十分配慮するよう、事前の指導や普及啓発を行う。また雪崩等の危険区域の周知徹底に努める。遠音別岳原生自然環境保全地域及び知床国立公園へのスノーモービルの乗入れや航空機の着陸は規制されていることから、違法な乗入れ等が行われないよう巡視・取締りを行う。
- ・また、航空機の低空飛行は、快適な利用や野生動物に悪影響を及ぼすおそれがあることから、必要に応じ関係者に対し、行わないよう要請する。
- ・さらに、流氷上でのレクリエーション利用についても、海鳥等の野生動物や景観への影響に十分留意するとともに、必要に応じルールづくりを行う。